

二十一 第 65 条の 7 ~ 第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 11</p> <p>.....措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項及び第 46 条の 3.....</p> <p>.....</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 11</p> <p>.....措置法第 46 条及び第 46 条の 2 第 1 項.....</p>
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3) - 12</p> <p>.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで及び第 43 条から第 48 条まで (<u>措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項及び第 46 条の 3</u>.....</p> <p>.....</p> <p>措置法第 45 条の 2 第 2 項及び第 46 条の 4.....</p> <p>(注) 1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3) - 12</p> <p>.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで及び第 43 条から第 48 条まで (<u>同法第 46 条及び第 46 条の 2 第 1 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>措置法第 45 条の 2 第 2 項及び第 46 条の 3.....</p> <p>(注) 1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p>
<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13</p> <p>.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 4.....</p>	<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13</p> <p>.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 3.....</p>

二十二 第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 ((内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66 の 6 - 18 <u>金融商品取引業</u>.....<u>金融商品取引業</u>.....</p>	<p>(証券業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66 の 6 - 18 <u>証券業</u>.....<u>証券業</u>.....</p>

二十三 第 66 条の 10((鉱工業技術研究組合の所得計算の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 66 条の 10 ((<u>鉱工業技術研究組合の所得計算の特例</u>)) 関係</p> <p>(賦課金により目的とする固定資産を取得できなかった場合の仮受経理)</p> <p>66 の 10 - 1 <u>措置法第 66 条の 10 第 1 項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をすることができる試験研究用固定資産の範囲)</p> <p>66 の 10 - 2 <u>措置法第 66 条の 10 第 1 項</u>.....</p>	<p style="text-align: center;">第 66 条の 10 ((<u>鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例</u>)) 関係</p> <p>(賦課金により目的とする固定資産を取得できなかった場合の仮受経理)</p> <p>66 の 10 - 1 <u>措置法第 66 条の 10 第 1 項各号</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をすることができる試験研究用固定資産の範囲)</p> <p>66 の 10 - 2 <u>措置法第 66 条の 10 第 1 項各号</u>.....</p>

二十四 第 67 条((社会保険診療報酬の所得計算の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
.....措置法第 26 条第 2 項第 4 号.....措置法第 26 条第 2 項第 5 号.....
(7)	(7)
(8)	(8)

二十五 第 67 条の 3 ((農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
第 67 条の 3 ((農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係	(新 設)
(免税対象飼育牛の売却利益の額の計算)	(新 設)
67 の 3 - 1 措置法第 67 条の 3 第 1 項に規定する免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が年 2,000 頭を超える場合において、同項の規定により損金の額に算入される年 2,000 頭までの売却による利益の額がいずれの肉用牛の売却による利益の額の合計額であるかは、法人の計算による。	

二十六 旧第 68 条の 2 ((経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 68 条の 2 ((経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用) 関係
(廃 止)	(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>68の2-1 <u>法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(事業の判定等)</p> <p>68の2-2 <u>法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法人の営むその主たる事業が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</u></p> <p>(2) <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p> <p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p>68の2-3 <u>措置法規則第22条の19の3に規定する書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)により代えることができるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、次に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類</u></p> <p>(2) <u>同号に規定する承認経営革新計画の計画書の写し</u></p>

経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（措法68の2）		事業年度	法人名
経営革新計画の承認年月日	1	平	・
経営革新のための事業の内容	2		
当期末における事業の状況	3		
添付書類	<input type="checkbox"/> 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認（同法第10条第1項の承認を含む。）をした旨を証する書類 <input type="checkbox"/> 該当する承認経営革新計画の計画書の写し		

記載の仕方

- この明細書は、措置法第68条の2第1項（経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）の規定の適用を受ける場合に、確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の19の3に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

改 正 後	改 正 前
	<p>2 「<u>経営革新計画の承認年月日 1</u>」には、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「<u>中小企業新事業活動促進法</u>」といいます。）第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。</p> <p>3 「<u>経営革新のための事業の内容 2</u>」には、<u>中小企業新事業活動促進法</u>第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。</p> <p>4 「<u>当期末における事業の状況 3</u>」には、当期末における3の事業の実施状況を記載します。</p>

二十七 第68条の2の3 ((適格合併等の範囲に関する特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>金融商品取引業</u>を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68の2の3(2) - 5 <u>金融商品取引業</u>.....<u>金融商品取引業</u>.....</p> <p>...</p>	<p>(<u>証券業</u>を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68の2の3(2) - 5 <u>証券業</u>.....<u>証券業</u>.....</p>